

○デジタル庁告示第十二号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令の一部を改正する命令（令和七年デジタル庁・総務省令第十五号）の施行に伴い、平成二十七年総務省告示第四百二号の一部を次のように改正する。

令和七年十月二十日

内閣総理大臣 石破 茂

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>1 利用特定個人情報の提供の求めにおいて送信する事項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、<u>特定個人情報</u>の提供等に関する命令（平成26年総務省令第85号。以下「命令」という。）第40条第2項第5号（<u>命令第40条第5項</u>において準用する場合を含む。）、第41条第1項第5号及び第46条第3項第2号（これらの規定を命令第48条において準用する場合を含む。）の内閣総理大臣が定める事項は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第19条第8号又は第9号の規定による利用特定個人情報の提供の求め及び提供を管理するためにインターフェイスシステムが生成する番号とする。</p>	<p>1 利用特定個人情報の提供の求めにおいて送信する事項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、<u>利用特定個人情報</u>の提供等に関する命令（平成26年総務省令第85号。以下「命令」という。）第40条第2項第5号（<u>命令第40条第3項</u>において準用する場合を含む。）、第41条第1項第5号及び第46条第3項第2号（これらの規定を命令第48条において準用する場合を含む。）の内閣総理大臣が定める事項は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第19条第8号又は第9号の規定による利用特定個人情報の提供の求め及び提供を管理するためにインターフェイスシステムが生成する番号とする。</p>

附 則

この告示は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令の一部を改正する命令（令和七年デジタル庁・総務省令第十五号）の施行の日から施行する。